

新座市分譲マンション耐震助成制度のご案内

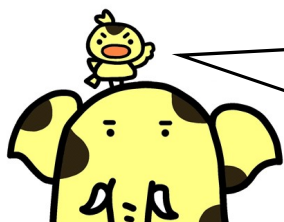
新座市では分譲マンションの管理組合に対し、
耐震診断・耐震改修等の費用を一部助成しています。

皆さんのマンションは
大丈夫？



大地震が起きても
安心できる住まいへ!!

助成事業	対象建物等の要件	補助額
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工したもの 管理組合で診断を行う決議がされたもの 市税等の滞納がないこと 	①診断費の2/3 ②戸数×5万円 ①、②のうち少ない額 上限150万円
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> 上記の条件 耐震診断で構造耐震指標が0.6未満のもの 構造耐震指標を0.6以上に改修するもの 	①改修費の1/3 ②戸数×30万円 ①、②のうち少ない額 上限500万円



補助に際しての注意

- ☆耐震診断・耐震改修の実施前の申請が必要になります。
- ☆耐震改修を行う前に耐震診断が必要です。

お知らせ

- 「マンション敷地売却制度」が新たに導入され、市から耐震性能不足と認定されたマンションは区分所有者の4/5以上の賛成があれば、解体及び敷地売却ができます。
- 敷地売却後に新たに建築されるマンションなどで、一定の空地・敷地面積を有し、周辺環境に配慮したものは、市の許可のもと、容積率の緩和特例を受けることができます。

お問い合わせ
048-477-4519
建築審査課 住宅係